

令和8年度税制改正（国民健康保険税関係）について

1 低所得者の負担軽減

令和8年度税制改正において、国民健康保険税の被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減判定所得の算定における被保険者等の数に乗すべき金額を引き上げるにより、低所得者に係る5割及び2割の軽減判定所得の範囲を拡大し、負担軽減を図ることとされました。

区 分	軽減判定所得の計算式	対象所得額(※3人世帯の場合)
現 行	5割：43万円＋ <u>30万5千円</u> ×被保険者数	134万5千円以下
	2割：43万円＋ <u>56万円</u> ×被保険者数	211万円以下
拡大後	5割：43万円＋ <u>31万円</u> ×被保険者数	136万円以下
	2割：43万円＋ <u>57万円</u> ×被保険者数	214万円以下

この根拠となる地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の一部を改正する政令の公布は、令和7年度末となる見込みであり、令和8年度の国民健康保険税の賦課から適用するためには亀山市国民健康保険税条例（平成17年亀山市条例第158号）の一部改正を行い、賦課期日である令和8年4月1日から施行する必要があるため、状況によって専決処分により同条例の一部改正を行いたいと考えています。

2 その他

地方税法施行令の一部を改正する政令において子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額及び低所得者等に係る軽減措置についても定められる予定です。